

教委議案第18号

明石市立学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱のこと

明石市立学校通学区域審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

令和5年6月8日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

記

1 解嘱する委員

区 分	氏 名	発 令 事 項	発令年月日
2号委員	藤田 教夫	明石市立学校通学区域審議会委員を解嘱します	令和5年6月30日
2号委員	中野 ゆう子	明石市立学校通学区域審議会委員を解嘱します	令和5年6月30日
3号委員	吉川 正博	明石市立学校通学区域審議会委員を解嘱します	令和5年6月30日
4号委員	潮 勇次	明石市立学校通学区域審議会委員を解嘱します	令和5年6月30日
4号委員	前田 和孝	明石市立学校通学区域審議会委員を解嘱します	令和5年6月30日

2 委嘱する委員

区 分	氏 名	発 令 事 項	発令年月日
1号委員	安東 茂樹	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日
1号委員	森 有美	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日
2号委員	来田 宏美	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日
3号委員	大原 笑子	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日
4号委員	今村 圭子	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日
4号委員	増田 恵津子	明石市立学校通学区域審議会委員を委嘱します	令和5年7月1日

(参 考) 委嘱期間

1号委員 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

2号委員 令和5年7月1日からその職に在職する日まで

3号委員 令和5年7月1日からその職に在職する日まで

4号委員 令和5年7月1日からその職に在職する日まで

(提案理由)

本案は、明石市立学校通学区域審議会委員について、各団体からの推薦に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものである。

令和5年度

明石市立学校通学区域審議会委員名簿（案）

選出区分	職務	氏名	役職
第1号委員	委員	安東茂樹	芦屋大学教授
	委員	森有美	弁護士
第2号委員	委員	丹頂淳司	明石市連合PTA会長
	委員	来田宏美	明石市連合PTA副会長
第3号委員	委員	大原笑子	明石市連合まちづくり協議会監査
	委員	金井新太郎	明石市連合まちづくり協議会会計
第4号委員	委員	今村圭子	明石市立高丘西幼稚園長
	委員	荒川勝	明石市松が丘小学校長
	委員	増田恵津子	明石市立魚住東中学校長

第1号委員:学識経験者

第2号委員:市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者

第3号委員:市連合まちづくり協議会の役員又は理事

第4号委員:市立幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長

(参 考)

明石市立学校通学区域審議会委員（新旧対照表）

区 分	新		旧	
	氏 名	役 職	氏 名	役 職
第1号委員	安東 茂樹	芦屋大学教授	安東 茂樹	芦屋大学教授
	森 有美	弁護士	森 有美	弁護士
第2号委員	丹頂 淳司	明石市連合 PTA 会長	丹頂 淳司	明石市連合 PTA 会長
	来田 宏美	明石市連合 PTA 副会長	藤田 教夫	明石市連合 PTA 副会長
			中野 ゆう子	明石市連合 PTA 役員
第3号委員	大原 笑子	明石市連合まちづくり 協議会監査	吉川 正博	明石市連合まちづくり 協議会副会長
	金井 新太郎	明石市連合まちづくり 協議会会計	金井 新太郎	明石市連合まちづくり 協議会監事
第4号委員	今村 圭子	明石市立高丘西幼稚園長	潮 勇次	明石市立谷八木幼稚園長
	荒川 勝	明石市立松が丘小学校長	荒川 勝	明石市立二見小学校長
	増田 恵津子	明石市立魚住東中学校長	前田 和孝	明石市立魚住中学校長

○明石市立学校通学区域審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会附属機関の設置に関する条例（昭和41年条例第31号）第3条の規定に基づき、明石市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者
- (3) 市連合まちづくり協議会の役員又は理事
- (4) 市立幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長

3 前2項に定めるもののほか、特別の事項の調査、審議に関し必要があるときは、教育委員会は、若干名の委員を委嘱するものとする。

(任期等)

第3条 委員の任期は、委員がその職に在職する期間とする。ただし、前条第2項第1号に規定する委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による委員の任期は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了するまでの期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長の職務等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は審議会を代表し議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会において、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。